

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
211	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	地域少子化対策強化 事業(交付金)の要件 緩和	地域における少子化対策強化 のために行う出会い・結婚支援 等の事業が先駆的な取組と認め られない場合、情報提供・啓発 事業などの基礎的・共通的事業 も対象外になることから、施策の 基盤となる基礎的・共通的事業 については継続的に実施できる よう、制度の見直しを行う。	【具体的な支障事例】 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の 会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図る こと、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。 次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地 域での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業 は、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならな かったことから、初年度に開設した基礎的・共通的業務であるセンター事業についても単なる継続 事業と見なされ対象外となった。 このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期 的・安定的な取組を推進する上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場 合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事 業などが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。 このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定 程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。	地域少子化対策強化 事業実施要領 地域少子化対策強化 交付金交付要綱	内閣府	広島県、中 国地方知事 会、三重県		北海道、青森県、鹿角 市、福島県、長崎県、熊 本県、熊本市、沖縄県	<p>○今年度から結婚支援に係る情報提供を行う事業を開始していることから、制度の改正がなければ同様の支障が生じる可能性がある。</p> <p>○先駆性が認められず申請を取り下げた市町村があり、活用しやすい制度とするため、少子化対策に一定の成果が認められる事業については採択とするなど要件を見直ししていただきたい。</p> <p>○地域少子化対策強化事業は、継続事業が更なる先駆的な取組みと認められない場合、原則交付金の対象とならないことから、毎年事業の再設計が必要となり、継続事業を拡充しづらいものとなっている。したがって、事業の先駆性という条件については見直す必要がある。</p> <p>○28、27年度とこの事業に取り組んでいる「先駆性」が採択の基盤となっているため、複数年度にわたり同様の事業が行えず、結果として適切な施策になることが懸念される。交付金があることで、少子化対策の事業実施がしやすい状態にあり、本交付金による少子化対策の効果を考えて、事業内容によっては先駆性がなくとも採択されるように変更してほしい。</p> <p>○地域少子化対策強化交付金を活用して、平成27年度に婚活サポートセンターを開設し、結婚・婚活に関する相談、婚活サポーターの養成及び研修、婚活講座及び結婚支援フォーラムの開催などを行っている。次年度以降も継続したいが、継続事業として認められなかった場合、今後の事業運営に支障が生じるため、少子化対策に関する基礎的・共通事業が継続的に実施できるよう制度の見直しが必要である。</p> <p>○若年層への情報提供、意識啓発事業等を実施しているところだが、このような継続的な取組みにより一定程度の期間を持って実施する必要がある事業については対象となるよう見直しが必要</p> <p>○既存事業の拡充・拡充を検討しており、少子化対策を行ううえで、本交付金のような有利な財源は必要であると認識しており、今後、既存事業への利用可能なもの、単年度のみならず継続的に交付されるものなどの活用しやすい交付金の創設をしてほしい。</p>